

しんきん個人ローン

令和4年4月1日現在

商 品 名 (愛 称)	しんきん個人ローン
ご利用いただける方	・年齢が満18歳以上のお客さま。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられるお客さま。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有するお客さま。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 ・当金庫の融資条件に合致するお客さま。
使いみち	・消費資金
融資金額	・1万円以上500万円以内（1万円単位） ・一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、その他の商品と合わせて3,000万円が限度となります。
利用期間	・3ヵ月以上10年以内
融資利率	・当金庫所定の固定金利利率を適用させていただきます（付利単位1円）。 ・新規固定金利利率は金融情勢などに応じ変動します。
返済方法	・元利均等返済または元金均等返済（6ヵ月間元金据置期間のお取扱いも可能です） ・ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済分の元金は、ご融資金額の50%以内とします。
保証人・担保	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
手数料・保証料	・手数料は融資実行手数料2,200円（税込）をいただきます。 ・保証料は融資利率に含まれます。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

その他	・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。 ・ 当金庫ホームページから申込み受付が行えます。
-----	--

北 群 馬 信 用 金 庫